審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　地域交流部　多文化共生さが推進課

法令名	旅券法	法令番号	昭和２８年法律第２６７号
手続名	一般旅券の新規発給	根拠条項	第５条第１項及び第４項

審査基準

旅券法及び付属政省令に基づき審査

＜法令の定め＞

第５条第１項
　外務大臣又は領事官は、第３条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域（第３項及び第４項において「指定地域」という。）以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が１０年の数次往復用の一般旅券を発行する。ただし、当該発給の申請をする者が１８歳未満の者であるときは、有効期間を５年とする。

第５条第４項
　外務大臣又は領事官は、第１０条第１項の規定に基づき第３条の規定による発給の申請をする者（１８歳未満の者を除く。）が、有効期間を現有旅券の残存有効期間と同一とする一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載する場合には、その有効期間及び種類が当該現有旅券の残存有効期間及び種類と同一である一般旅券であって、当該現有旅券の次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める地域を渡航先として記載したものを発行する。

第３条
　一般旅券発給申請（都道府県知事経由）

第１０条第１項
　一般旅券の記載事項に変更を生じた場合の第３条の規定による一般旅券発給申請

第１１条
　一般旅券の有効期間内の第３条の規定による一般旅券発給申請

受付機関	市町	処理機関	多文化共生さが推進課	交付機関	市町	標準処理期間（当該期間には初日を参入することとし、閉庁日を含めない）　９日 標準経由期間　　日	目次No.	